

孝子伝図と孝子伝(二)

——林聖智氏の説をめぐって——

黒田 彰

〔抄録〕

近時、林聖智(LIN, Sheng-chih)氏による、「北朝時代における葬具の図像と機能―石棺床囲屏の墓主肖像と孝子伝図を例として―」(『美術史』一五四(五二・二)、平成十五年三月)と題する、優れた論攷が公刊された。林氏の説は、

(一)漢代孝子伝の形

(二)北魏期の孝子伝図

の二点について、これまでの研究史に一線を画する、大変意義深い知見を示されたものとなっている。

小稿は、その林氏の説をめぐって、上記の二点を具体的に検討、確認し、さらに、それら二点の問題を私なりに展開しようとするものである。小稿は、二部四章から成っている。即ち、漢代孝子伝の問題を扱う一、二章と、北魏期の孝子伝図の問題を扱う三、四章である。

本誌に収めたのは、終章に当たる第四章で、ネルソン・アトキンス美術館蔵北斉石床に描かれた孝子伝図と、両孝子伝の編目との関係を中心に、和泉市久保惣記念美術館蔵北魏石床また、石床以外の石室、石棺に見える孝子伝図の問題を論じ、そこから導かれる、陽明本孝子伝の成立時期を提示する。紙幅の都合で、『京都語文』十号(平成十五年十一月)に分載した、同題による小稿の一―三章の併読を乞う。

キーワード 林聖智(LIN, Sheng-chih)、孝子伝(図)

陽明本孝子伝、ネルソン・アトキンス美術館蔵北斉石床、和泉市久保惣記念美術館蔵北魏石床

四

最後に林氏の取り上げられたのが、4のネルソン・アトキンズ美術館蔵北斉石床である。当囲屏について、氏はまず、次のように言われている。

ネルソン・アトキンズ美術館蔵石棺床の囲屏は四枚の石板が揃っている。石棺床板の寸法が二種類あり、幅九三センチ、高四五・五センチ(二枚)及び幅一〇九センチ、高四五センチ(二枚)である。囲屏の背面には畏獣図がある。正面に榜題の枠が複数存在するが、銘記が書かれているのは「不孝王寄」(董黯)の1つしかない。ほかには図像の特徴によって同定できる故事は郭巨・孝孫原毅・老萊子・蔡順・申明、そして二つの董永の故事がある。すべての故事は対面図ではなく、物語性の表現となっている。また、復元の問題については、これらの故事の間にC.T.100氏旧蔵囲屏のような整然とした順序がなく、天理参考館本の石棺床の墓主を中心とする対称的な構図も見られない。文献資料によって同定できないものが多いため、単純に各物語の順番にしたがって石棺床の構造を復元することができない

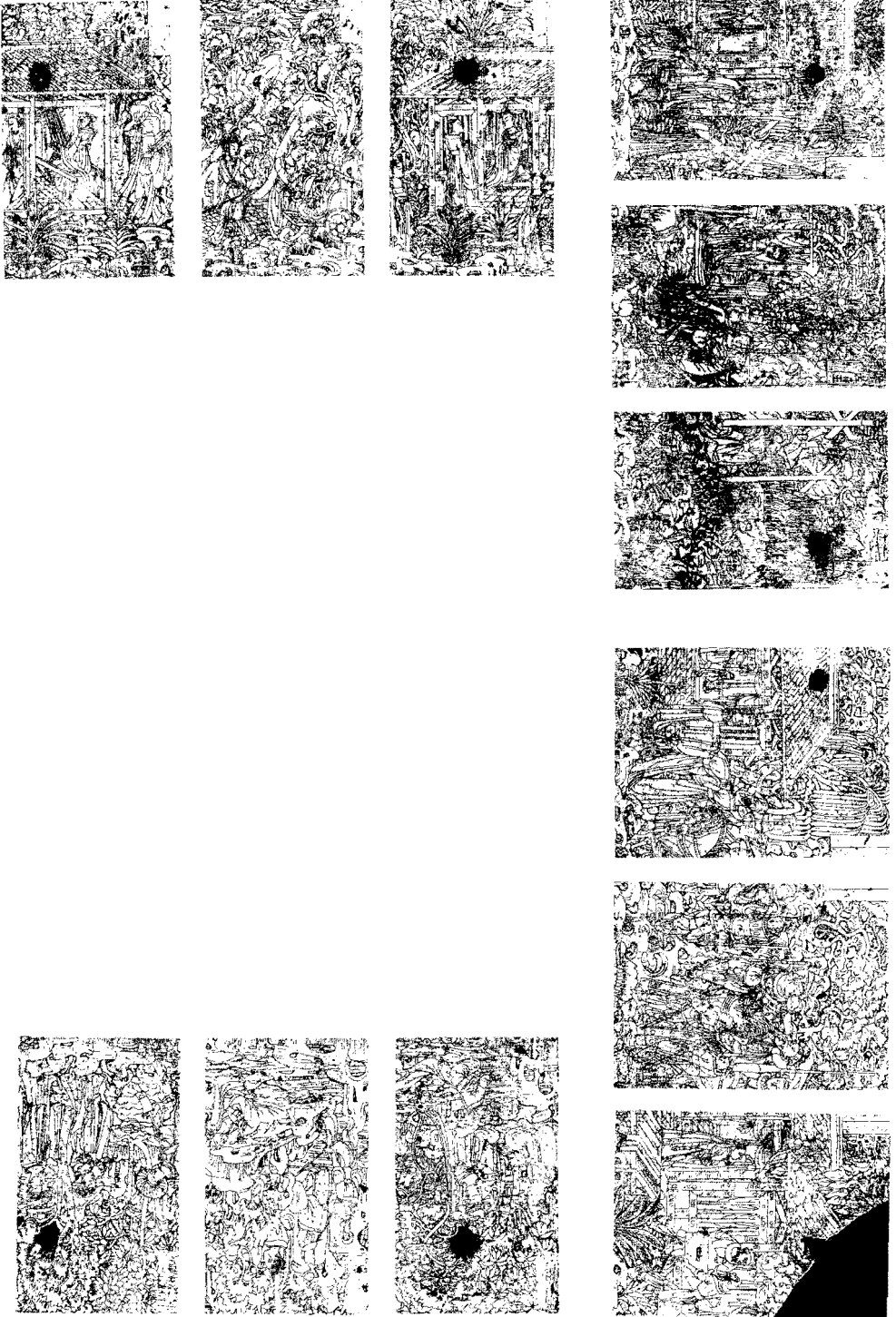
この後、氏は慎重な手続きを踏んで、四枚の石板の囲屏を復元されている。図十三は、氏の復元案に従って、それらを配置したものである。³⁴そして、その復元案に関し、氏は、次のように述べておられる。

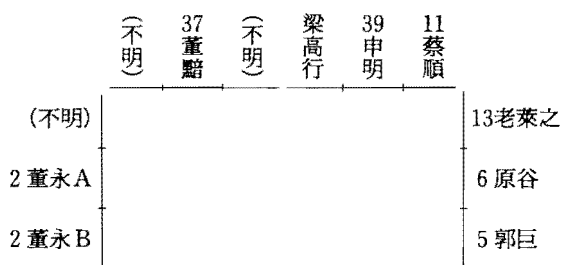
したがって、ネルソン・アトキンズ美術館の石棺床の復元は挿図15〔14であろう〕のように考えられる。さらに、もしこの復元案を清原家本の『孝子伝』の各故事の順序に合わせて考えるならば、どのような結果になるだろうか。故事の内容が分かっている画面に限って言うと、右側の一番外側から内に行くにしたがって、5(郭巨)、6(孝孫原毅)、13(老萊子)、11(蔡順)、39(申明)、37(董黯)となる。また、左側の側面は外から内に行くにしたがって、2B(董永)、2A(董永)となる。つまり、『孝子伝』に比較的に早く登場する故事が左右外側に置かれ、番号が大きいものは奥の二石に配置されている。左右の外側から奥の内側に進んでいく傾向が見られる。しかも、画面の榜題は、すべて内側の枠に沿って置かれている。墓主の肖像がないが、中央に収束する方向性は、C.T.100氏旧蔵のものと同じである

以上、氏の言われたことを、順を追って、少し具体的に検討してみた。い。

まず氏が、「不孝王寄」の榜題を持つ一図(両孝子伝37董黯)の他、「図像の特徴によって同定できる故事」として、郭巨、原谷、老萊子、蔡順、申明及び、董永(二図)を上げられたことには、先学による研究があつて、それは、長廣敏雄氏『六朝時代美術の研究』九章「KB本孝子伝図について」二に基づいたものである。³⁵今、その長廣氏の説を、先に做って概念図化して示せば、次の如くである(右下から一石へ1、2、3。以下同)、二石、四石、三石)。

図十三 ネルソン・アトキンス美術館蔵北齊石床



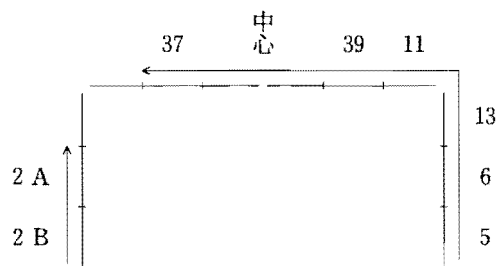


林氏はこの内、右奥の梁高行(列女伝巻四・14「梁寡高行」)を、「(長廣)氏の梁高行の同定には疑問が残されている」として、不明図に含められた。³⁶⁾一連の孝子伝図の途中に、列女伝図の混じり込むことは、聊か考えにくいことで、林氏の措置はその点、納得のゆくものである。故に、氏が、

故事の内容が分かっている画面に限って言うと、右側の一番外側から内に行くにしたがって、5(郭巨)、6(孝孫原毅)、13(老萊子)、11(蔡順)、39(申明)、37(董黯)となる。また、左側の側面は外から内に行くにしたがって、2B(董永)、2A(董永)

となる

とされた復元の結果は、上掲の概念図の梁高行を、不明に変えただけのものである。ところで、右の氏の説明には、幾つか不審な点が見受けられるのだが、暫く氏の言われる所に従い、それを矢印で表わせば、次のようになるであろう。



即ち、当囲屏における、右からの孝子伝図の順序は、
 5 ↓ 6 ↓ 13 ↓ 11 ↓ 39 ↓ 37
 また、左からのそれは、
 2B ↓ 2A

となる。まず、矢印が中心を通り過ぎてしまうことは、3のC、100旧藏北魏石床の場合と同じである。次に、右からの13↓11、39↓37の二箇所は、兩孝子伝の順序と合わない。さらに、左側の2B、2A二つの図の向きは、董永譚の流れから見ると、明らかにA↓Bなのであって、2Bから2Aに、即ち、「外から内に」という方向性は、事実上成り立ち得ない。3における、原谷図の部分で述べたように、例外を認めることに吝かではないとしても、これでは余りに矛盾が多過ぎるというべきである。さて、ネルソン・アトキンズ美術館藏北齊石床については、林氏が根拠とされた、長廣氏の説に戻って、検討してみる必要があるように思われる。以下、上掲概念図に示した長廣氏の説を、もう一度確認してみたい。

右側の石板(第一石)が、5郭巨、6原谷、13老萊之であることは、図柄に照らしてまず動かない。また、右奥(二石)の右の図が、11蔡順であることも、同様に確実である。しかし、その中央を、39申明とすることに關しては、疑問が残る。例えば申明図というものは、目下管見に入らず、余程の根拠がない限り、それを申明図と認定することは難しい。その図はおそらく、右の11蔡順図との続きから考えて、12王巨尉図であろうと思われる。参考までに、兩孝子伝12王巨尉の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

王巨尉者汝南人也。〔有〕兄弟二人。兄年十二、弟年八歲。父母終没、哭泣過禮。聞者悲傷。弟行採薪。忽逢赤眉賊。縛欲食之。兄憂其不還。入山覓之。正見賊縛將殺食。兄即自縛。

往賊前曰、我肥弟瘦。請以肥身易瘦身。賊則嗟之、而放兄弟、皆得免之。賊更牛蹄一双、以贈之也。

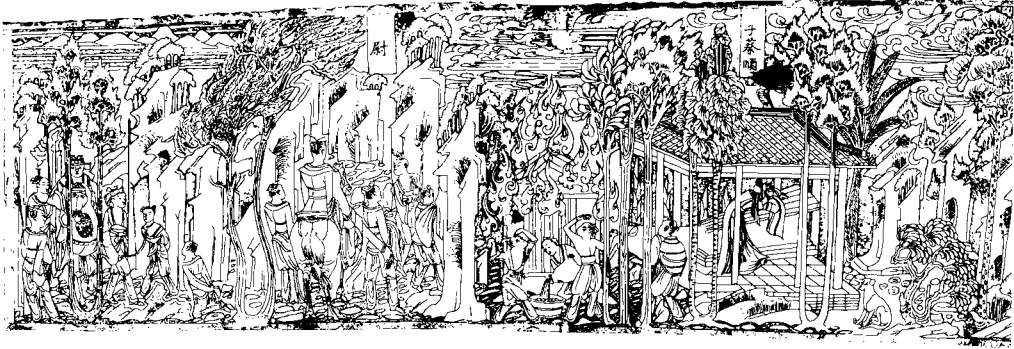
船橋本

王巨尉者汝南人也。有兄弟二人。兄年十二、弟八歲也。父母亡後、泣血過禮。聞者斷腸。爰弟行山採薪。忽逢赤眉賊。欲殺食之。兄憂弟不來、走行於山。乃見為賊所食。兄即自縛、進跪賊前云、我肥弟瘦。乞以肥替瘦。賊即嘆之、兄弟共免。更贈牛蹄一双。仁義故免賊害乎。

図の左下の、跪いて手を合わせているのが、王巨尉であろう。本図と酷似する王巨尉図が、ネルソン・アトキンズ美術館藏北魏石棺左幫にあつて、その王巨尉図が蔡順図から続いていることも、非常に参考となる(図十四)。また、長廣氏が梁高行とされた、右奥左の図は、子供や馬が見える所から、暫く33関子騫辺りと推定しておく。次いで、左奥の石板(四石)に描かれた、「不孝王寄」図を中心とする三枚の図は、37董黯の話の内容とする、三連図であろうと考えられる。兩孝子伝37董黯の本文を示せば、次の通りである。

陽明本

董黯、家貧至孝。雖与王奇並居、二母不數相見。忽會籬辺、因語曰黯母、汝年過七十、家又貧。顔色乃得怡悅、如此何。答曰、我雖貧食肉鹿衣薄、而我子与人无惡。不使吾憂故耳。王奇母曰、吾家雖富食魚又嗜饌、吾子不孝、多与人恐、懼羅其罪。是以枯悴耳。於是各還。奇從外婦。其母語奇曰、汝不孝也。吾問見董黯母、年過七十、顔色怡悅。

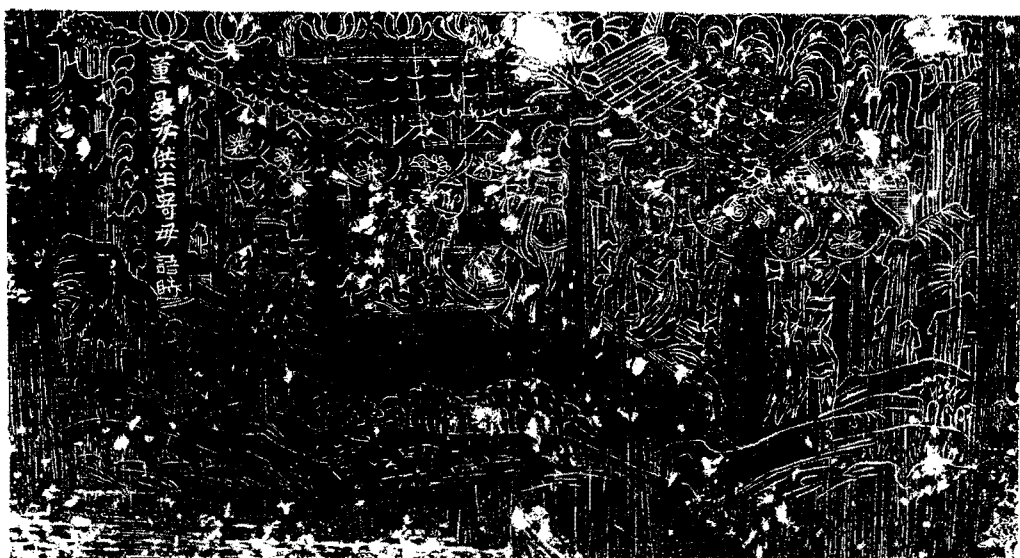


図十四 蔡順、王巨尉図 (ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺)

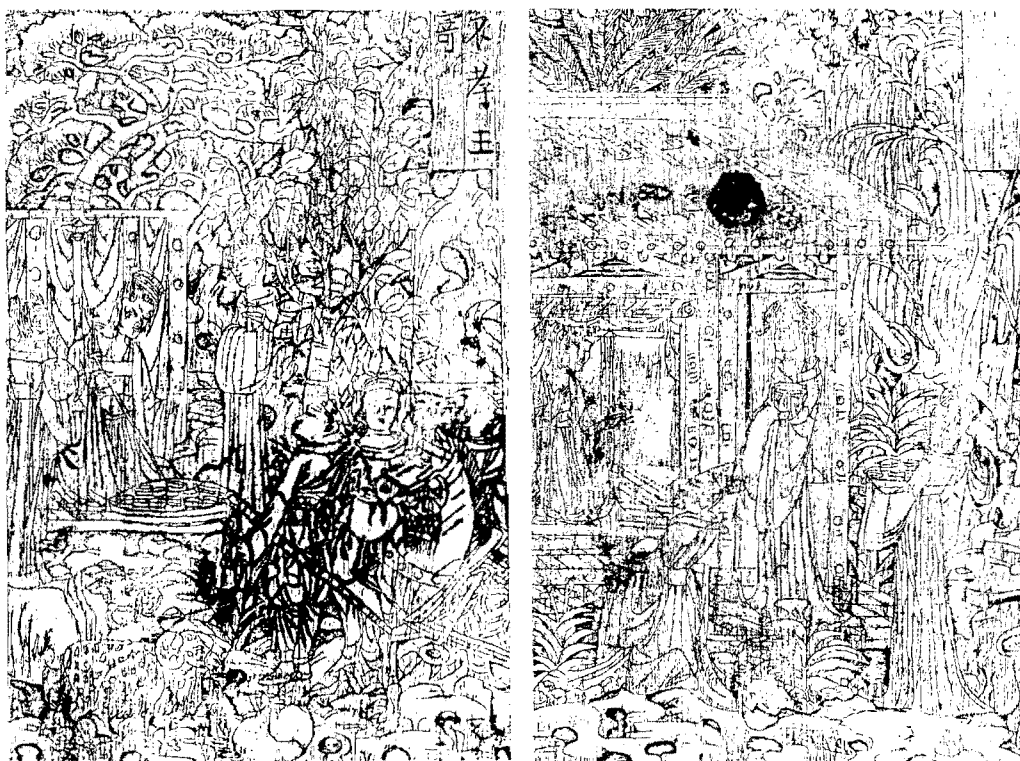
猶其子与人无恶故耳。奇大怒、即往黠母家、罵云、何故讒言我不孝也。又以脚蹴之。婦謂母曰、兒已問黠母。其云、曰、食三斗。阿母自不能食、導兒不孝。黠在田中、忽然心痛、馳奔而還。又見母顔色惨々、長跪問母曰、何所不和。母曰、老人言多過矣。黠已知之。於是王奇日殺三牲。且取肥牛一頭、殺之、取佳肉十斤、精米一斗、熟而薦之。日中又殺肥羊一頭、佳肉十斤、精米一斗、熟而薦之。夕又殺肥猪一頭、佳肉十斤、精米一斗、熟而薦之。便語母曰、食此令尽。若不尽者、我当用铎刺母心。由戟鉤母頭。得此言、終不能食、推盤擲地。故孝經云、雖日用三牲養、猶為不幸也。黠母八十而亡、葬送礼畢。乃嘆曰、父母讎不共戴天。便至奇家、斫奇頭、以祭母墓。須臾監司到、縛黠。乃請以向墓別母。監司許之。至墓啓母曰、王奇橫苦阿母。黠承天志、忘行己力。既得傷讎、身甘菹醢。甘監司見縛、应当備死。孝声悶哭、目中出血。飛鳥翳曰、禽鳥悲鳴、或上黠臂、或上頭辺。監司具如状奏王。々聞之嘆曰、敬謝孝子董黠。朕寡德統荷万機、而今凶人勃逆、又応治剪。令勞孝子、助除患。賜金百斤、加其孝名也。

船橋本

董黠、家貧至孝也。其父早没也。二母並存。一者、弟王奇之母。董黠有孝也、王奇不孝也。於時黠在田中、忽然痛心。奔還于家、見母顔色。問曰、阿嬢有何患耶。母曰、無事。於時王奇母語子曰、吾家富而无寧。汝与人惡、而常恐離其罪。



図十五 ポストン美術館蔵北魏石室

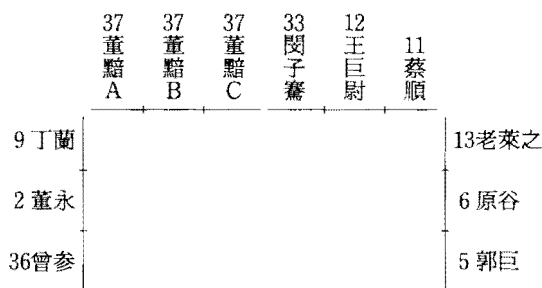


図十六 ネルソン・アトキンズ美術館蔵北齊石床 (四石2、3)

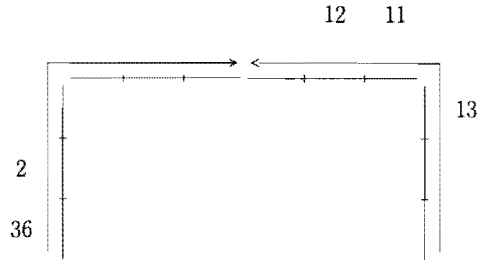
寢食不安、日夜為愁。董黯母者、貧而無憂。為人無惡。内則有孝、外則有義。安心之喜、実過千金也。王奇聞之大忿、殺三生作食、一日三度、与黯之母。爾即曰、若不喫尽、当以鋒突汝胸腹。転載刺母頸。母即悶絶、遂命終也。時母年八十、葬礼畢。後黯至奇家、以其頭祭母墓。官司聞之曰、父母与君敵不戴天。則奏具状曰、朕以寛徳総荷万機。今孝子致孝、朕可助恤。則賜以金百斤也。

本囲屏左奥の中央、左(四石2、3)と酷似するのが、ボストン美術館蔵北魏石室右側下の董黯図である(図十五)。榜題「董晏母供王奇母語時」。左奥の中央、左の図を右からのものとして見ると(図十六)、その両図は、ボストン美術館蔵北魏石室の董黯図と、殆ど同じ構図をもっていることが分かる。今、考証を一切省き(拙稿「董黯贅語―孝子伝図と孝子伝―」参照)、結論のみを言えば、図十五は、右から董黯、黯母、王奇、奇母、侍女であり、図十六右は、屋内に坐すのが黯母、その手前に跪くのが董黯で、左は、帳前に坐すのが奇母、その前に剣を帯して立つのが、王奇であろうと思われる。残る左奥右の一図は、母の墓前で合掌する董黯を描いたものであろう。さて、ここで一つ注意しておきたいことは、長廣氏にせよ、林氏にせよ、北魏期の孝子伝図を説明するに際し、船橋本(清家本)を使われることが多いことである。しかし、例えば図十五、図十六の場合など、上掲のような改変を蒙った船橋本の本文によって、それを説明することは、殆ど不可能とすべきであろう。船橋本の成立は、おそらく唐代にまで降り、その本文を用いて北魏時代の孝子伝図を説明することは、適当とは思

われない。陽明本によるべきである。また、左側の石板(三石)において、長廣、林両氏が不明とされた右の図は、9丁蘭であろう。中央は、2董永で良いが、問題は、長廣氏が「続・董永図」、林氏が「2B(董永)」とされた、左の図である。林氏の言われるように、当囲屏の「左側の側面」が「外から内に行く」ものであるならば、その図は董永図ではあり得ない。ところが、両孝子伝において2董永より若い数字をもっているのは、1舜だけであり、しかし、本図は舜の図ではない。さて、その図は、機を織る図柄から考えて、両孝子伝36曾参の杼図であろう。図の右端の新を持つ男性は、その嚙指譚を描いたものらしい。以上を改めて概念図として示せば、次の如くである。



さらに、その孝子伝の順序を、矢印によって表わせば、



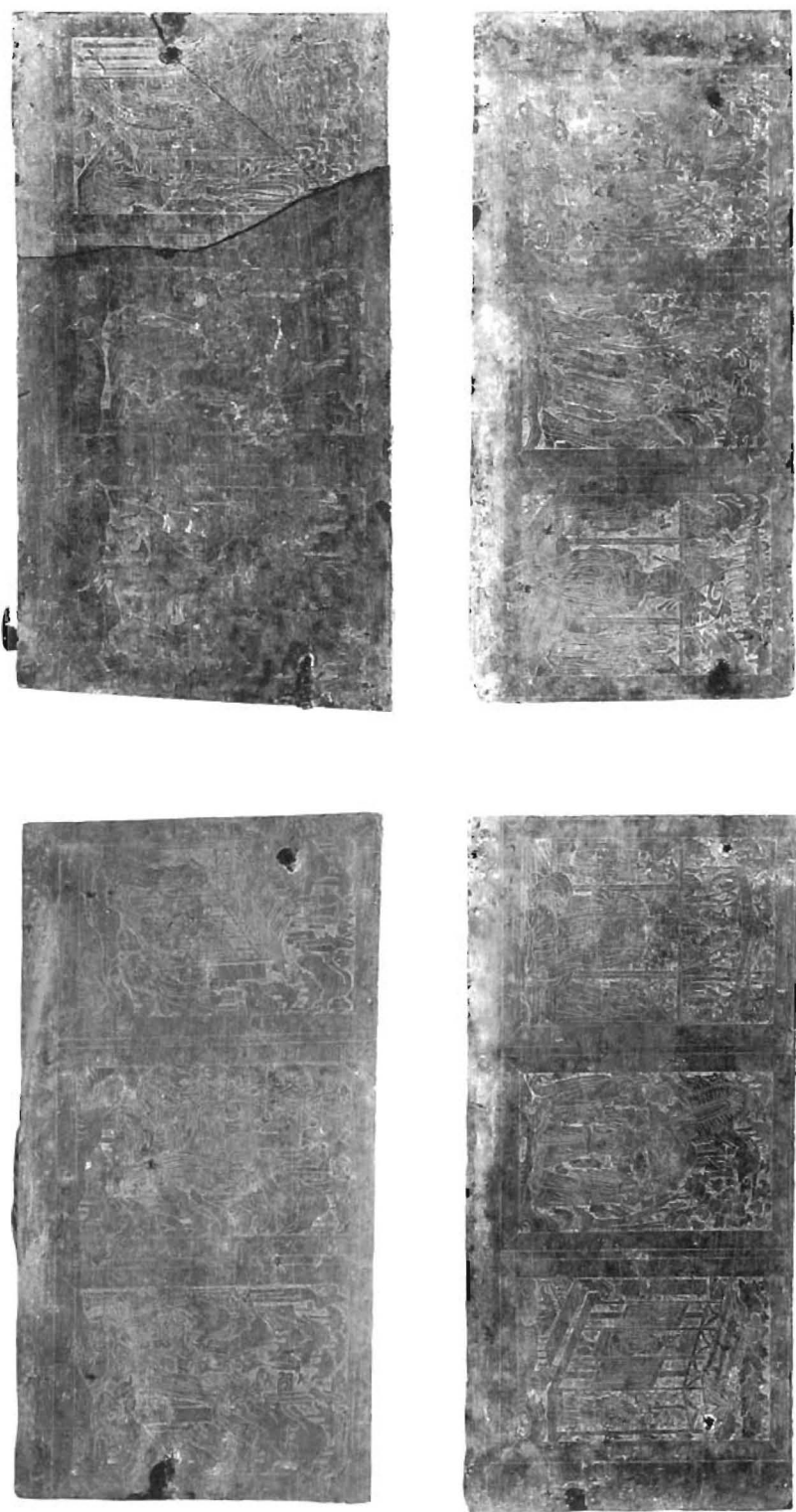
となつて、林氏の説をほぼ満たしていることが分かる。中で、13↓11
↓12、36↓2の二箇所は、孝子伝の順序と異なるが、例によって画工
の意匠に委ねられた部分なのであろう。前者は或いは、11、12を一連
として同じ石板上で扱おうとしたものの如く、後者は、言わば孝子伝
図の描き始めに当たっていることに、注意を払っておきたい。
さて、林氏は、その論攷一章の結びとして、次のように述べておら
れる。

したがって、北朝の石棺床の構成原理は次のように考えられる。
つまり、石棺床の中心となる図像は墓主の肖像であり、その他は

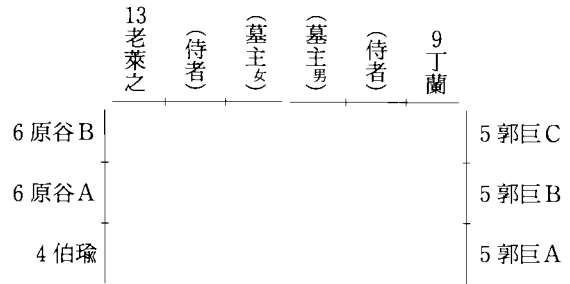
墓主を養う図像と孝子伝図である。故事の順序からみると、両側
から中央に向つて収束するという整合性が見られる
氏の説に対し、重ねて全面的に賛意を表すべく、また、その研究史に
おける、具体的な価値に関しては、既述の通りである。

小稿の最後に、二つの事柄を付け加えておきたい。一つは、林氏の
論文に言及のない、和泉市久保惣記念美術館蔵北魏石床の孝子伝図の
ことであり、もう一つは、北魏時代の、石床以外の石室、石棺に見え
る孝子伝図のことである。それらは共に、従来不明とせざるを得なか
った、両孝子伝、特に陽明本の成立時期について、貴重な手掛りを提
供するものと思われるのである。

和泉市久保惣記念美術館に、一組の北魏石床が所蔵されている（右
側の石板は、個人蔵。河田昌之氏教示）。北魏正光五（五二四）年の
匡僧安墓誌を伴い、彩色、鍍金跡の微かに残る、北魏石床の優品で、
図十七に、その囲屏の部分掲げた。囲屏は、四枚の石板から成り、
それを各々三面に区切って、中央四面に墓主夫婦、侍者を描き、残る
八面に孝子伝図を描いている。全ての孝子伝図は、榜を有しているが、
文字はない。彩色跡からすると、或いは、刻むのではなく、書かれて
あったのかもしれない。右側の石板の5郭巨（三連）、左側の6原谷
（二連）以外は、その図柄の判断が難しいが、林氏の説を援用すれば、
当囲屏の孝子伝図の内容は、次のように推定することが出来るであろ
う。



図十七 和泉市久保惣記念美術館蔵北魏石床 (右下、個人蔵)



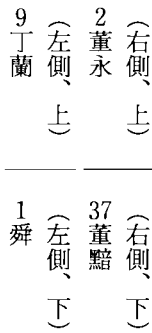
右奥の右、9 丁蘭などは、ネルソン・アトキンズ美術館蔵北斉石床（左側の石板右）等に、酷似する図柄が見えている。

ところで、前述石床以外の石室、石棺に描かれた孝子伝図の配列、順序はどうなっているであろうか。⁴⁶ 石床（囲屏）における、孝子伝図の順序と、両孝子伝の編目との関係に着目された、林氏の説を念頭において、以下、いずれも北魏期の孝子伝図を代表する、次の四つの遺品、

- (1) ポストン美術館蔵北魏石室
- (2) ミネアポリス美術館蔵北魏石棺

(3) ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺
 (4) 寧夏固原北魏墓漆棺画
 を取り上げてそのことを検討し、小稿の結びとしたい。⁴⁷

(1) ポストン美術館蔵北魏石室は、孝昌三（五二七）年の寧懋石室と考えられるもので、石室左右の両側壁上下に、各二幅の孝子伝図を有している。⁴⁸ 両孝子伝における番号、孝子名によってそれを示せば、次の如くである。



榜題は、2（「董永看父助時」）、37（「董晏母供王寄母語時」、以上、右側）、9（「丁蘭事木母」）、1（「舜従東家井中出去時」、以上、左側）である。さて、本石室の孝子伝図は、両孝子伝の編目によれば、1↓9、2↓37、つまり左下↓左上、右上↓右下と見るべきものと思われる。

(2) ミネアポリス美術館蔵北魏石棺は、正光五（五二四）年の元謚石棺と考えられるもので、左右両幫に各六幅、計十二幅の孝子伝図を有する（二連図二例を含む）。⁴⁹ 両孝子伝の番号、孝子名により、それを示せば、次の如くである。

- | | |
|-------------|------------|
| (右幫) | (左幫) |
| 44眉間尺B (足側) | 6原谷 (頭側) |
| 44眉間尺A | 1舜 |
| 33関子齋 | 13老萊之 |
| 5郭巨 | 37董黯 (慳) |
| 4伯瑜 | 35伯奇A |
| 9丁蘭 (頭側) | 35伯奇B (足側) |

榜題は、各幫の頭側から、9 (「丁蘭事木母」)、4 (「韓伯余母与丈和弱」)、5 (「孝子郭巨賜金一釜」)、33 (「孝子関子齋」)、44 (「眉間赤妻」)、「眉間赤与父報酬」、以上、右幫)、6 (「孝孫棄父深山」)、1 (「母欲殺舜々即得活」)、13 (「老来子年受百歳哭悶」)、37 (「孝子董慳与父饋居」)、35 (「孝子伯奇耶父」)、「孝子伯奇母赫児」、以上、左幫)である。当石棺の孝子伝図の順序は、いずれも頭側を始まりとして、

- 6 ↓ 1 ↓ 13 ↓ 37 ↓ 35A ↓ 35B (左幫)
 9 ↓ 4 ↓ 5 ↓ 33 ↓ 44A ↓ 44B (右幫)

となつてゐる。興味深いのは、左幫、右幫共、6 ↓ 1、9 ↓ 4と、被葬者の頭に近い部分が、その順序を違へてゐることで、このことは、やはり孝子伝図の描き始めが、画工の裁量に任されてゐたことを物語つてゐるようだ。さらに、37 ↓ 35の一箇所もそれを違へてゐるが、あとは全て両孝子伝の順序と一致してゐる。

(3)ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺は、非常に有名なものであるが、残念ながら、その制作年代は、よく分からない。例えば奥村伊九良氏は、「先づ東魏おそくて北斉、或は六世紀中葉のもの」と云

つておかう」とされている⁵⁰。本石棺は、左右両幫に各三幅、計六幅の孝子伝図を有してゐる。両孝子伝の番号、孝子名により、それを示せば、次の如くである。

- | | |
|----------|------------|
| (右幫) | (左幫) |
| 6原谷 (足側) | 2董永 (頭側) |
| 5郭巨 | 11蔡順 |
| 1舜 (頭側) | 12王巨尉 (足側) |

榜題は、頭側から、1 (「子舜」)、5 (「子郭巨」)、6 (「孝孫原毅」、以上、右幫)、2 (「子董永」)、11 (「子蔡順」)、12 (「尉」、以上、左幫)である。当石棺の孝子伝図の順序は、

- 1 ↓ 5 ↓ 6 (右幫)
 2 ↓ 11 ↓ 12 (左幫)

となつてゐて、(2)同様、頭側を始めとし(左右は異なる)、両孝子伝の編目と一致しており、しかも本石棺の場合、両孝子伝における5 ↓ 6や11 ↓ 12、また、1、2など、奇数起こしの連続した番号を多く採つてゐることが分かる(但し、11蔡順の飛火譚は、両孝子伝に不見)。これは大変驚くべきことで、例えばネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺の孝子伝図と両孝子伝、殊に陽明本との深い関わりを示す、注目すべき現象と言わなければならない(但し、左幫の2董永、11蔡順、12王巨尉図は、孝子伝図としての配置が右から左へと配されるのに対して、各図中の流れは左から右へと流れてゐることに、注意すべきであ

る（図十四参照）。右幫は、図の配置も図中の流れも、左から右となつてゐる。この問題は、なお一考を要する。

(4) 寧夏固原北魏墓漆棺画は、太和（四七七—九）頃の作とされるもので、甚だしく傷んでゐるが、左幫の上欄に二幅（八面、三面）、右幫の上欄に三幅（三面、三面、一面）、計五幅の孝子伝図が現存してゐる。両孝子伝の番号、孝子名によつて、それを示せば、次の如くである。

（右幫）

11 蔡順（足側）

9 丁蘭（3面）

35 伯奇（3面。頭側）

（左幫）

1 舜（8面。頭側）

5 郭巨（3面。足側）

榜題は、頭側から、1（「舜後母將火燒屋欲殺舜時」、「使舜逃井灌徳金錢一枚錢賜□石田時」、「舜徳急從東家井里出去」、「舜父開萌去」、「舜後母負善互易市上売」、「舜来売善」、「応直米一斗倍徳二十」、「舜母父欲徳見舜」、「市上相見」、「舜父共舜語」、「父明即聞時」）、5（「孝子郭距供養老母」、「以食不足敬□□母」、「相將夫土塚天賜皇今一父」、「□不徳脱私不徳与」、以上、左幫）、35（「尹吉符詣聞□喚伯奇化作非鳥」、「上肩上」、「將飯鳥□□樹上射入□」）、9（「供養老母」、「死」等）、11（「東家失火蔡順伏身官上」、以上、右幫）である。当漆棺画の孝子伝図の順序は、

1 ↓ 5

（左幫）

35 ↓ 9 ↓ 11（右幫）

となり、頭側を始まりとして、両孝子伝の編目と一致するが（1 ↓ 5の組み合わせは、ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺右幫に、また、9 ↓ 11の組み合わせは、C.T. 100 旧蔵北魏石棺左側の石板に見える）、ただ35 ↓ 9の一箇所のみ、その編目と異なつてゐるのは、やはり35が冒頭図に当たるからであろう。このように見ると、林氏の着目された、両孝子伝の編目は、北魏時代の石床の孝子伝図のみならず、同時期の石室、石棺などの孝子伝図においても、概ね踏襲され且つ、可成り強い支配力をもつていたらしいことが、確認し得る。そして、両孝子伝の内、陽明本（ないし、陽明本系）のそれが、北魏期を通じ、孝子伝図の制作過程に深く関与してゐたことは、間違ひのない事実と言ふことが出来るであろう。

かつて西野貞治氏は、陽明本の記載人物及び、その出典に関する綿密な考証に基づき、陽明本の成立時期について、次のように述べられたことがある。⁽²²⁾

出典の最も新しいものは梁の沈約の宋書であり、この出典関係と、先の記載人物から、この孝子伝は梁陳隋の間の成立かと推考される。

西野氏は、陽明本が、梁、沈約（四四一—五一三）撰の宋書を出典とする、21 劉敬宣、22 謝弘微、23 朱百年、25 張敷などの話を収載することから、その成立時期を、「梁陳隋（五〇二—六一八）の間」と推測されたのである。しかし、陽明本の成立時期は、上述北魏時代の孝子伝図との関係から考えて、梁以後に降ることはないと思われる。故に、

陽明本の成立は、沈約の宋書の完成した斉、永明六(四八八)年の後間もなく、おそらく北魏、太和年間(四七七―四九九)の半ば頃であろうと考えられる。また、陽明本の成立に関しては、その母胎となる漢代孝子伝の一本のあったことが確実で、陽明本の成立時期は、なお改編時期を意味していることに、注意すべきであろう。

〔注〕

(33) ネルソン・アトキンズ美術館蔵北齊石床の復元に際し、林氏の取られた手続きは、次のようなものである。

ここでは、石板の物理的な状態から復元案を考えてみたい。幅がより長い二つの石板は奥に位置すべきものである。ただし、どちらが右か左かは、単に図像を見ただけでは確認できない。注意すべきところは、これらの石板は穴と縁との間の距離が一定ではなく、長短の二種類がある。これはおそらく石板の繋がり方に二種類あることを物語っている。つまり、石板が水平及び直角に繋がられているのである。奥の中央で二つの石板が水平に繋がられているが、左右両側の石板は直角に奥の石板に繋がられている。石板はかなり重いため、水平の繋がりとは比べると、直角の部分の方がより大きな負荷がかかっていたと考えられる。おそらく、そのため、直角の繋ぎの鉄棒がより長く作られているのであろう。また、原石の画面において、本来、鉄棒で繋がれていた部分に、図像が刻まれていないところと錆びの痕跡が見られる。そうすると、鉄棒の状態は、挿図14(挿図15であろう)のように推測することができ、本来鉄棒は画面に沿って繋がれていたものであろう

(34) 図十三は、長廣敏雄氏『六朝時代美術の研究』(美術出版社、昭和44年)図版45―56に拠る。

(35) 長廣氏注(34)前掲書

(36) 林氏注(15)前掲論文註(17)

(37) 長廣氏は、本図が王巨尉図である可能性を一旦示唆しつつ、以下の理由で、当図を申明図とされた(注(34)前掲書)。

赤眉の賊は正史の記載から判断してもわかるが、本図のような堂々たる兵団ではありえない。それにまた、本図には王巨尉のなしの主役たる二人の少年は描かれておらず、反対に引き立てられているのは、一人の壮年または老年者である。したがって本図は赤眉の賊と王巨尉の説話を以て解釈することが困難である

(38) 図十四は、『瓜茄』4(昭和12年5月)図版二に拠る。なお本開屏右側の石板における、5郭巨、6原谷二図の組み合わせも、ネルソン・アトキンズ美術館蔵北魏石棺の右幫に見えている。

(39) 図十五は、中国美術全集絵画編19石刻線画(上海人民美術出版社、一九八八年)図六に拠る。

(40) 図十六は、長廣氏注(34)前掲書図版56、55に拠る。

(41) 董黯譚及び、董黯図については、拙稿『董黯贅語―孝子伝図と孝子伝―』(『日本文学』51・7、平成14年7月)参照。

(42) 本開屏の左奥に描かれた、三枚の図(四石1、2、3)を、三連の董黯図と見る、私の考え方は、その三枚の図が左からのもの(3↓2↓1)とする場合、成り立つが、右からのもの(1↓2↓3)とする場合には、当然成り立たない。林氏の説は、全く別の論拠から、その三枚の図を左からのものとする点、上記の考え方の支証となる説と捉えることが出来る。

(43) 船橋本の成立については、注(3)前掲拙著I四参照。

(44) 注(3)前掲拙稿参照。

(45) 図十七は、和泉市久保惣記念美術館提供の写真に拠る。参考までに、その墓誌銘の本文を示せば、次の通りである。

唯大魏正光五年歲次甲辰十一月丁未朔徐州蘭陵郡永興都郷里人匡僧安名寧在京士至殿中將軍主食左右十月廿五日

辞世十一月十五日葬在

洛陽西界北山中墓記

(46) 林氏は、注(15)前掲論文註(1)で、

北朝時代において、葬具とは主に棺・槨、屋形槨、石棺床の三種類に分けられる。本稿は著者の北朝時代の葬具に関する一連の考察の第一部であり、石棺床の問題を扱い、北朝時代における棺・槨と屋形槨の図像の考察については、別稿に譲りたい

また、註(32)で、

先述した石棺床囲屏のほか、ミネアポリス美術館蔵の石棺やネルソン・アトキンズ美術館蔵の石棺の孝子伝図も一定の順序を呈しており、陽明本のお話の順序と一致する部分も多く見られると言われている。

(47) なお、北魏司馬金竜墓出土木板漆画図屏風なども、1舜、41李善

(その傍題と両孝子伝の記述との関わりについては、注(3)前掲拙著II一、また、注(8)前掲「孝子伝注解」41李善、注五参照)等の孝子伝図を含むが、本屏風に描かれた列女伝図、孝子伝図と列女伝、孝子伝との関係については、さらに別途の考察を必要とする。

(48) ポストン美術館蔵北魏石室及び、(2)ミネアポリス美術館蔵北魏石棺については、拙稿「鍍金孝子伝石棺説貂」ミネアポリス美術館蔵北魏石棺について」(『京都語文』9、平成14年10月)参照。

(49) 注(48)前掲拙稿参照。

(50) 奥村伊九良氏「孝子伝石棺の刻画」(『瓜茄』4、昭和12年5月。同氏「古拙愁眉 支那美術史の諸相」へみず書房、昭和57年)に再録。また、近時、それを王悦(正光五(五二四)年没、婦人郭氏永熙二(五三三)年没)のものかと推定する説などもある(宮大中氏「邕洛北魏孝子画像石棺考釈」、『中原文物』84・2、一九八四年6月)。

(51) 例えば、蘇哲氏「北魏孝子伝図研究における二、三の問題点」(実践女子大学『美学美術史学』14、平成11年10月)には、本漆棺画制作の「実年代も太和十八(四九四)年洛陽遷都に近いと思われる」とされている。

(52) 西野氏注(5)前掲論文

〔補注〕

小稿(一)の校了後、(一)の二章で述べた和林格爾後漢壁画墓の列女伝図に関連して、唐、張彦遠の歴代名画記五、晋に、謝稚の描いた作品として、「列女」「列女伝一」「列女画」「列女図」「大列女図」等と共に、

列女母儀図、列女貞節図、列女賢明図、列女仁智図……列女弁通図が上げられていることに気付いた(なお同書六の濮道興、七の王殿、陳公恩参照)。列女母儀図以下は、それぞれ列女伝一母儀、同四貞順及び、五節義、また、同二賢明、同三仁智、同六弁通に該当し、和林格爾後漢壁画墓の列女伝図は、それらの漢代における前身をなすものと考えられ、同時代の北魏司馬金竜墓出土木板漆画図屏風共々、注目すべきものである。一方、謝稚には、「孝子図」「孝経図」などの作品もあった。

〔付記〕

和泉市久保惣記念美術館蔵北魏石床の写真を御貸与、また、その掲載を御許可下さった、和泉市久保惣記念美術館に対し、心から御礼申し上げます。小稿は、平成15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)による成果の一部である。

(くろだ あきら 日本語日本文学科)

二〇〇三年十月十五日受理

